

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市斎場及び火葬場利用の停止及び許可の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市斎場及び火葬場条例
条 項		第 8 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 生活衛生課（浦和斎場）（電話：048-829-1299）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	次に該当する場合、当該許可に係る利用を停止し又は利用許可を取り消す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場等の管理上特に必要な場合。 ・ この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 ・ 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。 ・ 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
	設定等年月日	平成 16 年 3 月 26 日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		